

水路整備地域支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、うるおいとやすらぎに満ちた住みやすく美しい郷土の形成を推進するため、地域住民で構成される地域団体(自治会・町内会等)が主体となり実施する水路関連整備事業に対し、市が行なう総合的な支援について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 支援の対象となる事業は、地域団体が自主的・主体的に実施する水路関連整備事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 水路整備事業 生活に密着した家庭排水路(農業用排水路は除く)の排水不良の修正等を実施することにより、水質保全とあわせ快適性の向上を図る事業。
- (2) その他市長が特に認める事業。

(事業実施の申請)

第3条 事業を実施しようとする地域団体は、関係書類を添えて水路整備地域支援事業申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(事業支援の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において、次の表に定めるところにより支援するものとする。

支援の対象		支援金額
A	ベンチフリューム・砕石・生コンクリート・山土砂等の原材料費(事業に必要な仮設材料を含む。)を負担する。	支援金額は、A、B、Cにより算定した額の合計額で、50万円を上限額とする。(算定においては、市で定めた原材料・リース料金・二次製品単価により市で積算するものとする。)
B	重機の借上料(レッカー車等の特殊な機械についてはオペレーター費用を含む。)を負担する。	
C	保険料及びお茶代として、参加者1人/日当り、500円を負担する。(ただし、富山県積算基準による人工の2倍以内とする。)	

(実績報告)

第5条 地域団体は、事業が完了したときは、すみやかに完成写真等を添えて水路整備地域支援事業実績報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は令和2年1月22日から施行する。